

## 現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大（試行）の一部改正について

決裁：令和7年4月1日  
猪苗代町企画財務課

現場代理人の常駐義務緩和については、平成24年4月1日付けで通知した現場代理人の常駐義務の緩和措置（試行）について、平成30年7月1日付けで通知した現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大（試行）について、平成31年3月26日付けで通知した現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大（試行）の一部改正について、令和2年3月9日付けで通知した現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大（試行）の一部改正について、令和3年10月21日付けで通知した現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大（試行）の一部改正について及び令和6年4月1日付けで通知した現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大（試行）の一部改正についてに基づき試行してきたところですが、福島県（以下「県」という。）で対象となる工事の契約金額（予定価格）や緩和の対象となる工事発注者を一部改正したため、県に倣うため、現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大（試行）についてを一部改正し、下記のとおり試行することとします。

記

### 1 緩和の対象となる工事について

町又は県等から受注している工事又は受注を予定している工事（以下「他の工事」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、他の工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることができる。

ただし、発注者（町又は県等）がそれぞれ現場代理人の兼務を認めた工事に限る。  
また、現場代理人と主任技術者等の兼務は要件としない。

#### (1) 建設業法施行令第27条第2項に該当する工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事が対象となる。

ただし、専任の主任技術者等の配置を要する工事を含む場合は当該工事を含め原則2件までを緩和の対象とする。

また、発注機関が同一であり現場間の最短経路がおおむね100m以内で、一体とした現場管理が可能な工事は、2件以上の工事の兼務を可とする。

#### (2) 建設業法第26条第3項に該当する工事

当該工事及び先行工事のいずれか1件以上の工事が、次の（ア）～（ク）の全てを満たすものが対象となる。

ア 請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事である場合は2億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金額が1億円（建築一式工事である場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は現場代理人の兼務は認められない。

イ 建設工事の工事現場間の距離が、同一の現場代理人がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。なお、この場合、発注者が異なる場合は両方の発注者から承認されなければならないものとする。

ウ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。

エ 連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事に対し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

オ 当該工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置いていること。

キ 当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

ク 当該工事の現場代理人（主任技術者又は監理技術者兼務の場合を含む。）が兼務できるのは、2件までとする。

(3) 上記のほか、特に発注者が支障ないと認めた工事

次のア及びイの要件を満たすものが対象となるが、個別の工事内容等により、品質管理や安全管理に支障がないか発注者が判断する。

なお、この要件により、緩和の対象とすることができる工事は当該工事と併せて2件とする。

ア 他の工事と当該工事の工事箇所が同一土木事務所管内であること。

※ 同一土木事務所管内が原則であるが、同一建設事務所管内の隣接する土木事務所の境界を挟んで工事箇所が近接である場合も対象とする。

イ 当該工事の契約金額（又は予定価格）が4,500万円未満（建築一式工事である場合にあっては、9,000万円未満）であり、かつ、他の工事の契約金額（又は予定価格）が4,500万円未満（建築一式工事である場合にあっては、9,000万円未満）であること。

2 緩和対象の可否の周知方法

指名競争入札により当該工事を発注する場合、発注者は、現場代理人の常駐義務の緩和対象の可否について、指名競争入札通知書に添付する契約の方法及び入札の条件において周知すること。

なお、指名競争入札によらない場合（見積合わせによる随意契約等）は、見積通知書において、現場代理人の常駐義務の緩和対象の可否について周知すること。

3 緩和に係る申請及び承認について

指名競争入札通知書又は見積通知書において現場代理人の常駐義務の緩和の対象と出来る旨通知のあった工事については、当該工事の入札等（指名競争入札又は見積合わせによる随意契約等）に参加しようとする者又は当該工事を受注した者は、別紙1「現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書」により申請し承認を得ることができる。（既に配置した現場代理人を変更する場合も同じ。）

※ 発注機関が異なる場合は、現場相互の距離がわかる位置図と配置予定現場代理人に係る経歴書を添付すること。

4 特約条項

緩和の対象とすることが出来る工事については、工事請負契約書中の特約条項として「受注者は、現場代理人の常駐義務緩和に係る申請に基づき発注者の承認が得られた時は、他の工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることができる。」旨記載すること。

## 5 承認の際の付与条件

承認にあたっては、別紙2の条件を付すこと。

なお、発注者の判断により条件を追加することは差し支えない。この場合、別紙2に(5)等として追加の条件を付すこと。

## 6 問題が生じた場合の措置

緩和を承認した工事において、安全管理の不徹底に起因する事故の発生など、現場体制に不備が生じた場合は、直ちに承認を取り消し、新たに現場代理人を配置させること。

## 7 注意事項

- (1) 常駐義務緩和を行う場合は、現場代理人と現地立合等の日程確認を綿密に行うようにすること。
- (2) 監理技術者における現場代理人の常駐義務緩和については、「公共工事における主任技術者等の適切な設置等について(通知)」(令和5年1月25日付け4企技第1137号)により、同一の監理技術者が当該複数工事全体を管理することができると発注者が認めた工事を対象とする。
- (3) 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を配置する工事は、現場代理人の常駐義務緩和の対象としない。

## 8 適用開始

令和7年4月1日以降に常駐義務緩和申請があった案件から適用する。